

地区計画区域内における届出について

届出が必要な工事

建築物の建築	◆「建築物」には、主たる建築物に附属する倉庫などが含まれます。 ◆「建築」とは、新築・増改築・移転のことをいいます。（外装リフォームを含みます。） ◆延べ面積が30㎡以内の附属建築物は除きます。
工作物の建設	◆「工作物」とは、垣・柵・塀・門・広告物・看板などをいいます。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	◆建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の形態又は色彩その他の意匠をいい、垣・柵・塀・門・広告物・看板も対象になります。
土地の区画形質の変更	◆敷地の切土や盛土、区画等の変更をいいます。

※ 届出の要否について判断がつかないときには、都市政策課までお問い合わせください。

届出の方法

届出書類 (2部提出)	1 土地の区画形質の場合 ①届出書 ②案内図 ③設計図 2 建築物・工作物の工事の場合 ①届出書 ②案内図 ③配置図 ④立面図 ⑤平面図 3 意匠の場合 ①届出書 ②案内図 ③仕様書 ※ 建築確認申請が必要な行為については、同申請と同じ図面を提出して下さい。必要としない行為については、それに代わる製品カタログ等を添付してください。
届出先	小川町役場 都市政策課
届出提出時期	工事（行為）着手の30日前まで ※届出後、設計又は施工方法を変更した場合は、「変更届出書」（図面を含む）を提出してください。

問い合わせ先

小川町役場 都市政策課 代表電話：72-1221